

Global Tax Update

インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年5月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 出向契約に基づくコスト支払は非課税

インド控訴裁判所¹は、インド法人から外国持株会社への従業員出向契約に基づくコスト支払額は、インドでは非課税であるという判決を下した。

本件は、納税者(以下「インド法人」とその外国持株会社との間の出向契約に基づき、外国持株会社からインド法人に派遣された職員の給与に関する訴訟である。これらの職員は、インド法人の支配、指揮および監督の下で職務を遂行していたが、その給与は外国持株会社から直接支払われ、インド法人は、当該給与とコストの額を、源泉徴収を行わずに外国持株会社に払戻していた。

税務当局は、これら職員が行った業務は、外国持株会社のインド恒久的施設(Permanent Establishment: 以下「PE」とみなされるので、当該業務に係る総所得は40%で課税されるべきであると訴えていた。また、たとえPE認定されなかったとしても、少なくとも当該給与とコストの支払は、技術サービス料として課税されるべきであるとし、インド法人は源泉徴収を行っていないのだから、納税不履行であるとも訴えていた。

控訴裁判所の判決は以下のとおりである。

- これら職員の給与が、外国持株会社から継続して支払われているという事実は、本件とは全く関係ない。PEは構成されない。
- 給与とコストを払戻すだけで課税所得とみなされることはない。また、たとえ、当該業務が外国持株会社のPEに認定されたとしても、当該PEに帰属する所得はゼロであり、源泉徴収義務²は、所得税法³に定める課税所得がある場合にしか生じない。

2. 電子ビザ制度の拡大

経済成長の促進、通常の観光、医療観光、出張等からの収益増加、対内直接投資の誘致を図るため、インド政府は電子ビザ制度を承認した。

本制度は、ビザ制度の簡素化および合理化を図るものであり、2017年4月1日に発効した。本制度の発効をもって、既存の「電子観光ビザ制度」は「電子ビザ制度」に差し替えられた。

電子ビザ制度の主要なポイントは次のとおりである。

1 Burt Hill Design (P) Ltd [2017] 訴訟(79 taxmann.com 459); Ahmedabad 法廷

2 1961年所得税法 Section 195

3 1961年所得税法 Section 195

対象者	以下を除く、161 の国および地域からの旅行者。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ パキスタンのパスポート保持者およびパキスタン人 ➤ 外交パスポートまたは公務パスポートの保持者 ➤ 海外渡航文書の保持者
種類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 電子観光ビザ ➤ 電子ビジネスビザ ➤ 電子医療ビザ
用途	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 娯楽、観光、友人や家族の訪問、短期的な医療受診および短期出張。短期出張のみが対象だった以前の電子観光ビザとは異なり、ビザマニュアルに従い、通常のビジネスビザにより認められるすべての活動を行うことができる。
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ➤ インド入国から 60 日(これまでは 30 日) ➤ 電子ビジネスビザおよび電子観光ビザでは 2 回の入国、電子医療ビザは 3 回の入国が認められる(これまでは 1 回限り)。 ➤ 暦年中に 2 回まで使用可

注: 電子ビザは特別なカテゴリーであり、通常のビジネスビザ、観光ビザおよび医療ビザに置き換わるものではない。

3. 税務当局との電子処理手続(E-proceedings)

以前に政府が通知したペーパーレス課税を推進するため⁴、直接税中央委員会(Central Board of Direct Taxes: CBDT)は、納税者と税務当局との間のやり取りを電子化するための手続、形式および基準を発表した(電子処理手続)。

電子申告用口座を通じた、所得税局ホームページ上での通信セキュリティを確保するための追加の手続、形式および基準は、以下のサイトに掲載されている。

>> [Income Tax Department, Government of India](http://www.incometax.gov.in) (インド所得税局のウェブサイト(英語))

電子処理手続の主要ポイントは以下のとおりである。

- 本手続の機能は 1961 年所得税法に基づくすべての種類の通達、照会、命令、書簡(以下「通達等」)について利用できる。
- 税務当局が発行した通達等を閲覧するには、所得税局ホームページにログインし、「電子処理手続(E-Proceeding)」タブをクリックする。これらの通達等は、登録した電子メールアドレスに受信することもできる。また、テキストメッセージによるアラートは、登録した携帯デバイスに受信することも可能である。
- 納税者は、税務当局からの照会に、電子申告(e-Filing)ホームページの「電子処理手続(E-Proceeding)」タブから回答することもできる(資料添付も可)。回答には各税務当局がアクセスすることができる。
- すべての処理手続が終わったら、「電子処理手続(E-Proceedings)」タブ内に、納税者への「確定命令(final order)」がオンライン通知される。納税者は処理手続の全履歴も見ることができる。b
- 電子処理手続はオンラインではなく、マニュアル方式で行うことも可能である。マニュアル方式は、電子申告ホームページに未登録の納税者、または、書面に記載された個別の理由(所管当局が正当と認めたもの)により税務当局がそのように決定した場合に認められる。
- 納税者は、電子申告ホームページ上で所得税局に通知すれば、電子処理手続を行わないことを選択できる。このような選択は、電子処理手続を行っている最中でも可能で、その場合、残りの処理手続はマニュアル方式で行われる。

4 Notification no. 2/2016(2016年2月3日付)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp
マネジャー Pawankumar Kulkarni pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.